『美波町高等学校等通学定期購入費・宿舎使用料助成制度』の申請はお済みですか?

助成対象者	美波町に住所を有し、高等学校・特別支援学校高等部・高等専門学校・専修学校（高等課程に限る）・テクノスクール等に通学する者の保護者で美波町に住所を有する方 ※宿舎居住の通学者で宿舎に住民登録した者は、美波町に住所を有するものとみなします。
助成金の額	（1）　自宅居住の通学者は、発着する最寄りの駅、停留所から学校までの年間通学定期購入費の２分の１以内とします（年間通学定期購入費は６ヶ月通学定期の額に２を乗じた額を基本とします）。 （2）　宿舎居住の通学者は、徳島県立高等学校総合寄宿舎年間寮費から入寮費及び食事代を減じた額の２分の１以内とします。 （3）　年度途中から助成対象者となった者は、助成対象となった月から学年末までの月数に応じた額とします。 （4）　他制度により同様の支援を受けている場合は、上記の額から他制度による受給額（受給見込額を含む）を減じた額とします。
助成期間	義務教育修了に引き続く３年間を原則とします。
手続きの流れ	1. 美波町教育委員会へ美波町高等学校等通学定期購入費・宿舎使用料助成交付申請書に当該年度の在学証明書を添付して申請してください。 2. 町で申請内容の確認をします。 3. 助成決定後、美波町高等学校等通学定期購入費・宿舎使用料助成金交付決定通知書により申請者へ通知します。 4. 美波町高等学校等通学定期購入費助成金請求書又は美波町高等学校宿舎使用料助成金請求書に通学定期の購入又は宿舎使用料の納入を確認できる書面（定期のコピー等）を添付して教育委員会に提出してください。 5. 助成金を交付します（助成対象者の指定口座に振込み）。

なお、申請用紙等の書類は、美波町教育委員会、美波町役場（本庁・由岐支所）に置いてあります。

【お問い合せ先】　美波町教育委員会事務局　☎77−3620